

IP通信網サービス契約約款 別冊（シェアードIP-PBXサービス）

【現改比較表】2022年10月1日現在

～2022年10月31日	2022年11月1日～
--------------	-------------

<p>目次（略） 第1条～第80条（略）</p> <p>第81条～料金表別表2（略）</p> <p>第1条（略）～第75の2条（略）</p> <p>（料金適用上必要な事項の測定等） 第76条 ダイアルアウトに係る接続時間(以下「接続通信時間」といいます。)の測定等については、料金表第1表（料金）に定めるところによります。</p> <p>第77条～第78条（略）</p> <p>（利用料金の支払義務） 第79条 共通編第29条（利用料金等の支払義務）に規定する利用料金等の支払義務として、シェアードIP-PBX契約者は、そのシェアードIP-PBX契約に基づいて当社がシェアードIP-PBXサービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）から起算して、シェアードIP-PBX契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止のあった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、当社が提供するシェアードIP-PBXサービスの態様に応じて料金表第1表（料金）に規定する利用料金（ダイアルアウト通信料を除きます。）の支払いを要します。</p> <p>2～3（略）</p>	<p>目次（略） 第1条～第80条（略） 第80条の2 データ通信料の支払義務</p> <p>第81条～料金表別表2（略）</p> <p>第1条（略）～第75の2条（略）</p> <p>（料金適用上必要な事項の測定等） 第76条 ダイアルアウトに係る接続時間(以下「接続通信時間」といいます。) <u>及びシェアードIP-PBX契約（カテゴリー7に係るものに限り、）に係る課金対象バケットの情報量（制御信号等のうちデータとみなされるものを含み、そのシェアードIP-PBX契約者以外の者が行った通信に係る情報量を含みます。以下同じとします。）</u>の測定等については、料金表第1表（料金）に定めるところによります。</p> <p>第77条～第78条（略）</p> <p>（利用料金の支払義務） 第79条 共通編第29条（利用料金等の支払義務）に規定する利用料金等の支払義務として、シェアードIP-PBX契約者は、そのシェアードIP-PBX契約に基づいて当社がシェアードIP-PBXサービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）から起算して、シェアードIP-PBX契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止のあった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、当社が提供するシェアードIP-PBXサービスの態様に応じて料金表第1表（料金）に規定する利用料金（ダイアルアウト通信料 <u>及びデータ通信料</u>を除きます。）の支払いを要します。</p> <p>2～3（略）</p>
---	---

第80条（略）

第80条（略）

（データ通信料の支払義務）

第80の2 シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー7に係るものに限ります。）は、その通信（シェアードIP-PBX契約者が共通編別記6（IP通信網サービスにおける禁止事項）に規定する行為を行うことによって生じたもの又はそのシェアードIP-PBX契約者以外の者が行ったものを含まず。）について、当社又は特定協定事業者が測定した情報量と料金表第1表（料金）の規定とに基づいて算定したデータ通信料の支払いを要します。

2 シェアードIP-PBX契約者は、データ通信料について、当社又は特定協定事業者の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合は、料金表第1表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、シェアードIP-PBX契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

ただし、そのデータ通信料において、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第81条～第82条（略）

第81条～第82条（略）

(責任の制限)

第 83 条 当社は、共通編第 38 条 (責任の制限) に規定するほか、シェアード I P - P B X サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき (当社が当社の提供区間と特定協定事業者及び V o I P 協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その特定協定事業者又は V o I P 協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます。) は、そのシェアード I P - P B X サービスが全く利用できない状態 (そのシェアード I P - P B X 契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。また、その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局 (複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。) より外国側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。以下本条において同じとします。) にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、そのシェアード I P - P B X 契約者の損害を賠償します。

ただし、特定協定事業者又は V o I P 協定事業者が特定協定事業者又は V o I P 協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところによりその損害を賠償する場合又はそのシェアード I P - P B X サービスが D S L 回線の区間 (当社が別に定める特定協定事業者の区間に限ります。) において当社が別に定める理由により全く利用できない状態となる場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、シェアード I P - P B X サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間 (24 時間の倍数である部分に限ります。) について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのシェアード I P - P B X サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

- (1) 料金表第 1 表 (料金) に規定する利用料金 (次号に規定する利用料金を除きます。)
- (2) 料金表第 1 表に規定するダイヤルアウト通信料 (シェアード I P - P B X サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前 6 料金月の 1 日当たりの平均利用料金 (前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額) により算出します。)

(責任の制限)

第 83 条 当社は、共通編第 38 条 (責任の制限) に規定するほか、シェアード I P - P B X サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき (当社が当社の提供区間と特定協定事業者及び V o I P 協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その特定協定事業者又は V o I P 協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます。) は、そのシェアード I P - P B X サービスが全く利用できない状態 (そのシェアード I P - P B X 契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。また、その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局 (複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。) より外国側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。以下本条において同じとします。) にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、そのシェアード I P - P B X 契約者の損害を賠償します。

ただし、特定協定事業者又は V o I P 協定事業者が特定協定事業者又は V o I P 協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところによりその損害を賠償する場合又はそのシェアード I P - P B X サービスが D S L 回線の区間 (当社が別に定める特定協定事業者の区間に限ります。) において当社が別に定める理由により全く利用できない状態となる場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、シェアード I P - P B X サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間 (24 時間の倍数である部分に限ります。) について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのシェアード I P - P B X サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

- (1) 料金表第 1 表 (料金) に規定する利用料金 (次号に規定する利用料金を除きます。)
- (2) 料金表第 1 表に規定するダイヤルアウト通信料 (シェアード I P - P B X サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前 6 料金月の 1 日当たりの平均利用料金 (前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額) により算出します。) 及びデータ通信料 (シェアード I P - P B X サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前 6 料金月の 1 日当たりの平均利用料金 (前 6 料金月の実績を把握

<p>3 当社の故意又は重大な過失によりシェアード I P – P B Xサービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。</p> <p>(注1) 本条第1項に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。</p> <p>(注2) 本条第1項に規定する当社が別に定める理由は、D S L回線に係る共通編別記2の(1)に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するD S L方式に起因する事象によるものとします。</p> <p>(注3) 本条第2項第2号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、シェアード I P – P B Xサービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均の利用に関する料金とします。</p> <p>(注4) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。</p> <p>第84条～第88条(略)</p>	<p><u>することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)</u></p> <p>3 当社の故意又は重大な過失によりシェアード I P – P B Xサービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。</p> <p>(注1) 本条第1項に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。</p> <p>(注2) 本条第1項に規定する当社が別に定める理由は、D S L回線に係る共通編別記2の(1)に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するD S L方式に起因する事象によるものとします。</p> <p>(注3) 本条第2項第2号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、シェアード I P – P B Xサービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均の利用に関する料金とします。</p> <p>(注4) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。</p> <p>第84条～第88条(略)</p>
<p>別記</p> <p>1～8(略)</p> <p>9 端末機器の提供等</p> <p>(1) 当社は、第6種シェアード I P – P B X契約者 (<u>カテゴリ1(タイプ2)及びカテゴリ7</u>に係るものに限ります。以下本項において同じとします。) から請求があったときは、端末機器(第6種シェアード I P – P B X利用回線の終端となる装置をいいます。以下同じとします。)を提供します。</p> <p>(2)～(6) (略)</p>	<p>別記</p> <p>1～8(略)</p> <p>9 端末機器の提供等</p> <p>(1) 当社は、第6種シェアード I P – P B X契約者(カテゴリ7に係るものに限ります。以下本項において同じとします。) から請求があったときは、端末機器(第6種シェアード I P – P B X利用回線の終端となる装置をいいます。以下同じとします。)を提供します。</p> <p>(2)～(6) (略)</p>

料金表
通則

1 (略)

(料金の計算方法等)

2 当社は、シェアード I P - P B X 契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。

3 当社は、次の場合が生じたときは、利用料金（ダイヤルアウト通信料を除きます。）及び使用料（以下5まで「定額利用料等」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。

ただし、料金表第1表（料金）5-1（適用）に定める携帯通話定額割引の定額料については、日割りしません（第83条の規定に係るものを除きます。）。

(1)~(6) (略)

4 3の規定による定額利用料等の日割は料金月の日数により行います。この場合、第79条第2項第2号の表の1欄に規定する料金の算出に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

4の2 3の規定による定額利用料等の日割のうち、料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第1（利用料金）5（第6種シェアード I P - P B X 契約に係るもの）の5-2-3（ユニバーサルサービス料）及び5-2-3-1（電話リレーサービス料）に規定する料金の算出に当たっては、その料金を合算して適用します。

5 利用料金のうち利用料、ダイヤルアウト通信料については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめシェアード I P - P B X 契約者の承諾を得て、3の規定にかかわらず、2以上の料金月分まとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。

6 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

8 シェアード I P - P B X 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する I P 通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

9 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金等の一括後払い)

10 当社は、当社に特別の事情がある場合は、8及び9の規定にかかわらず、シェア

料金表
通則

1 (略)

(料金の計算方法等)

2 当社は、シェアード I P - P B X 契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。

3 当社は、次の場合が生じたときは、利用料金（ダイヤルアウト通信料及びデータ通信料を除きます。）及び使用料（以下5まで「定額利用料等」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。

ただし、料金表第1表（料金）5-1（適用）に定める携帯通話定額割引の定額料については、日割りしません（第83条の規定に係るものを除きます。）。

(1)~(6) (略)

4 3の規定による定額利用料等の日割は料金月の日数により行います。この場合、第79条第2項第2号の表の1欄に規定する料金の算出に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

4の2 3の規定による定額利用料等の日割のうち、料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第1（利用料金）5（第6種シェアード I P - P B X 契約に係るもの）の5-2-3（ユニバーサルサービス料）及び5-2-3-1（電話リレーサービス料）に規定する料金の算出に当たっては、その料金を合算して適用します。

5 利用料金のうち利用料、ダイヤルアウト通信料及びデータ通信料については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめシェアード I P - P B X 契約者の承諾を得て、3の規定にかかわらず、2以上の料金月分まとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。

6 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

8 シェアード I P - P B X 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する I P 通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

9 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金等の一括後払い)

10 当社は、当社に特別の事情がある場合は、8及び9の規定にかかわらず、シェア

アード I P - P B X 契約者の承諾（電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第22条の2の2に規定する説明を事前に行った場合を含みます。）を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

（過払金の相殺）

11 当社は、1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払いが発生したときは、それ以後の料金月の料金でその過払金を相殺して返還することがあります。

（前受金）

12 当社は、料金又は工事に関する費用について、シェアード I P - P B X 契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

（注）12に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることをいいます。

（消費税相当額の加算）

13 第79条（利用料金の支払義務）から第80条（ダイヤルアウト通信料の支払義務）まで並びに共通編第30条（手続きに関する料金の支払義務）及び共通編第31条（工事費の支払義務）の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。）に基づき計算された額とします。）に消費税相当額を加算した額とします。

13の2 13に規定するほか、料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額については、消費税法及び同法に関する法令の規定に基づき当社が別に定めるとおりとします。

（注）当社が別に定める内容は、次のとおりとします。

（1）別記5（ボイスモードゲートウェイ装置の提供等）の(8)に規定する弁済金、別記9（端末機器の提供等）の(6)に規定する弁済金及び料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第1（利用料金）の5（第6種シェアード I P - P B X 契約に係るもの）の5-2（料金額）の5-2-4（ダイヤルアウト通信料）のイ（通信のうち本邦と外国との間で行われるもの）に規定する料金については、消費税相当額を加算しません。

（2）この料金表に規定する料金その他の債務（法令の規定により消費税相当額が課されないものを除きます。）の額は、税抜価格とし、かっこ内の料金額は、税込価格（消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。）を表示します。この約款において料金表以外についても同様とします。

（3）13に規定する算定方法により、支払いを要することになった額は、料金表に

ード I P - P B X 契約者の承諾（電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第22条の2の2に規定する説明を事前に行った場合を含みます。）を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

（過払金の相殺）

11 当社は、1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払いが発生したときは、それ以後の料金月の料金でその過払金を相殺して返還することがあります。

（前受金）

12 当社は、料金又は工事に関する費用について、シェアード I P - P B X 契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

（注）12に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることをいいます。

（消費税相当額の加算）

13 第79条（利用料金の支払義務）から第80条の2（データ通信料の支払義務）まで並びに共通編第30条（手続きに関する料金の支払義務）及び共通編第31条（工事費の支払義務）の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。）に基づき計算された額とします。）に消費税相当額を加算した額とします。

13の2 13に規定するほか、料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額については、消費税法及び同法に関する法令の規定に基づき当社が別に定めるとおりとします。

（注）当社が別に定める内容は、次のとおりとします。

（1）別記5（ボイスモードゲートウェイ装置の提供等）の(8)に規定する弁済金、別記9（端末機器の提供等）の(6)に規定する弁済金及び料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第1（利用料金）の5（第6種シェアード I P - P B X 契約に係るもの）の5-2（料金額）の5-2-4（ダイヤルアウト通信料）のイ（通信のうち本邦と外国との間で行われるもの）に規定する料金については、消費税相当額を加算しません。

（2）この料金表に規定する料金その他の債務（法令の規定により消費税相当額が課されないものを除きます。）の額は、税抜価格とし、かっこ内の料金額は、税込価格（消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。）を表示します。この約款において料金表以外についても同様とします。

（3）13に規定する算定方法により、支払いを要することになった額は、料金表に

<p>表示された額（税込価格）の合計と異なる場合があります。 （料金等の臨時減免）</p> <p>14 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。 （注）当社は料金等の減免を行ったときは、関係の I P 通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。</p>	<p>表示された額（税込価格）の合計と異なる場合があります。 （料金等の臨時減免）</p> <p>14 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。 （注）当社は料金等の減免を行ったときは、関係の I P 通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。</p>
--	--

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1～4（略）

5 第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの

5-1 適用（略）

区 分	内 容
(1)～(5)	(略)
(6) 接続通信時間の測定等	<p>ア 当社は、第6種シェアードIP-PBXサービスに係る通信のうちダイヤルアウトについては、接続通信時間を測定します。</p> <p>イ 接続通信時間は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻（当社の設置した電気通信設備の故障等利用者の責任によらない理由により接続を打ち切った時刻を含みます。）までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>ただし、第6種シェアードIP-PBXサービスのカテゴリ-3タイプ4については、相手先との相互の通信が確立されない場合であっても、第6種シェアードIP-PBXゲートウェイ装置と転送先との通信の確立があったダイヤルアウトについて、接続通信時間を測定します。</p>
(7)	(略)
(8) 当社の機器の故障等により正し	<p>当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合のダイヤルアウト通信料は次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合</p>

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1～4（略）

5 第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの

5-1 適用（略）

区 分	内 容
(1)～(5)	(略)
(6) 接続通信時間又は情報量の測定等	<p>ア 当社は、第6種シェアードIP-PBXサービスに係る通信のうちダイヤルアウトについては、接続通信時間を測定します。</p> <p>イ 接続通信時間は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻（当社の設置した電気通信設備の故障等利用者の責任によらない理由により接続を打ち切った時刻を含みます。）までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>ただし、第6種シェアードIP-PBXサービスのカテゴリ-3タイプ4については、相手先との相互の通信が確立されない場合であっても、第6種シェアードIP-PBXゲートウェイ装置と転送先との通信の確立があったダイヤルアウトについて、接続通信時間を測定します。</p> <p><u>ウ 課金対象パケットの情報量は、当社又は特定協定事業者の機器において測定します。この場合において、回線の故障等通信の発信者又は着信者に起因しない理由により、課金対象パケットが通信の相手先に到着しなかった場合には、そのパケットについては、情報量の測定から除きます。</u></p>
(7)	(略)
(8) 当社又は特定協定事業者の機器	<p>当社又は特定協定事業者の機器の故障等により正しく算定できなかった場合のダイヤルアウト通信料、<u>データ通信料</u>は次のとおりとします。</p>

<p>く算定することができなかった場合の料金の取扱い</p>	<p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>（注）本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均のダイヤルアウト通信料又は故障等の回復後の7日間における1日平均のダイヤルアウト通信料のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>		<p>の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い</p>	<p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均のダイヤルアウト通信料、<u>データ通信料</u>が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均のダイヤルアウト通信料、<u>データ通信料</u>が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>（注）本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均のダイヤルアウト通信料、<u>データ通信料</u>が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均のダイヤルアウト通信料、<u>データ通信料</u>又は故障等の回復後の7日間における1日平均のダイヤルアウト通信料、<u>データ通信料</u>のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>
(9)～(10)	(略)		(9)～(10)	(略)

5-2 料金額

5-2-1 利用料

ア~キ (略)

5-2-1-1 特定加入者回線に係る加算額

(月額)

区 分	単 位	料 金 額
保守メニュー2のものに係る加算額	1の契約ごとに	3,000円(3,300円)

5-2 料金額

5-2-1 利用料

ア~キ (略)

5-2-1-1 特定加入者回線に係る加算額

(月額)

区 分	単 位	料 金 額	
保守メニュー2のものに係る加算額	1の契約ごとに	3,000円(3,300円)	
<u>データ通信料</u>	<u>1の契約ごとに</u>	<u>月額累計情報量が3,040メガバイトを超える100メガバイトごとに</u>	<u>24円(26.4円)</u>
		<u>月額累計情報量が9,940メガバイトを超える100メガバイトごとに</u>	<u>44円(48.4円)</u>
		<u>月額累計情報量が10,040メガバイトを超える場合</u>	<u>1,700円(1,870円)</u>

備考

1 データ通信料は、伝送方向によらず課金対象となります。

2 月間累計情報量が3,040MBを超えた場合に加算します。データ通信料は

<p>5-2-2~5-2-3-1(略) 第2(略) 第2表~第3表(略) 料金表別表1、2(略)</p>	<p><u>100MB単位での計算となり、端数が生じた場合は切り上げて計算します。</u> <u>3 ボイスモードの通信はデータ通信料の月間累計情報量には含みません。</u></p> <p>5-2-2~5-2-3-1(略) 第2(略) 第2表~第3表(略) 料金表別表1、2(略)</p>
<p>IP通信網サービス契約約款 共通編</p>	<p>IP通信網サービス契約約款 共通編</p> <p><u>附 則 (令和4年9月27日CAS1サ第00967272号)</u> <u>この改正規定は、令和4年11月1日から実施します。</u></p>